

## Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取扱規定

### 1.（適用範囲）

- （1） 当行と所定の契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人（以下「収納受託法人」といいます。）の窓口に対して、キャッシュカード（当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカード等のうち、個人の普通預金・決済用預金（総合口座取引を含みます。）のカード（以下「カード」といいます。）を呈示して、後記3.（1）の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- （2） 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人に限ります。
- （3） なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

### 2.（利用方法等）

- （1） 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納機関もしくは収納受託法人に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号を第三者（収納機関もしくは収納受託法人の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- （2） 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - ア. 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - イ. 収納機関もしくは収納受託法人において購入する商品または提供を受ける役務等が預金口座振替による支払いを受けることができないと収納機関が定めた商品または役務等に該当する場合
- （3） 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
  - ア. 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - イ. カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- （4） 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- （5） 本サービスご利用の際には、収納機関もしくは収納受託法人から、端末により印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申込みの内容をご確認ください。

### 3.（預金口座振替規定等）

- （1） 前記2.（1）により暗証番号の入力がされた時に、当行と預金者との間で、契

約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書等記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表わす電文が表示されないときは預金口座振替契約は成立しなかったものとします。当行が預金口座振替契約が成立したものとみなした場合、当行は普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに当該口座より請求書等記載の金額を引落すことができるものとします。

- (2) 収納機関の指定する振替日において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。)) をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行への所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものととして取扱うことができるものとします。

#### **4.（ご依頼取消の場合の取扱）**

- (1) 前記3.（1）にかかわらず、本サービスによるご依頼受付が完了した当日中に、本サービスを行った収納機関もしくは収納受託法人にカードおよび収納機関が必要と認める本人確認資料等を持参して、預金口座振替契約依頼の取消を収納機関経由で要求し、収納機関がこれを受けて端末機から当行に取消の電文を送信し、本サービス契約が成立した当日中に、当行が当該電文を受信した場合に限り、当行は預金口座振替契約ご依頼の取消をします。収納機関経由で預金口座振替契約のご依頼取消を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせてください。端末機から取消電文が送信できないときはご依頼の取消はできません。
- (2) 前記（1）において、当日中に本サービスの取消ができない場合にはお届印をお持ちの上当行お取引店にて所定の預金口座振替契約解約手続きを行ってください。（カードによる解約依頼はできません。）
- (3) 前記（2）において、解約手続きを行う前に収納機関より送付された請求書等は、前記3により預金口座振替契約が成立したものととして取扱います。

#### **5.（免責事項）**

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスについては仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行

は一切の責任を負わないものとします。

## 6. (規定の準用)

この規定の定めのない事項についてはキャッシュカード取扱規定等により取扱います。但し、キャッシュカード取扱規定の第12条及び第13条は適用除外とします。

## 7. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 8. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的、技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

## ICキャッシュカード特約

### 1. (特約の範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能(以下、「ICチップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「キャッシュカード規定」および「法人キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」(これらの規定を以下「カード規定」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「カード規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「カード規定」の定義に従います。

### 2. (ICキャッシュカードの利用)

- (1) ICキャッシュカードは、IC対応している当行および提携先の現金自動支払機（以下「支払機」という。）で利用できます。
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機では、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードは、磁気ストライプによる取引となります。

### **3.（1日あたりの取引限度額）**

- (1) ICチップによる取引における1口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。取引限度額は当行所定の範囲内で変更できます。取引限度額の設定、変更の対象となる取引は、当行が定めた取引の合計額となります。
- (2) 通常の磁気ストライプのみのカードからICキャッシュカードに切替する場合、既に設定されている取引限度額がICキャッシュカードに引継がれます。

### **4.（故障時の対応）**

IC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が発生した場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

### **5.（発行手数料）**

ICキャッシュカードの発行（再発行を含みます。）については、当行所定の手数料をいただきます。

以上

（2020年4月1日現在）